

目には目を、というけれど

死刑は「報復」になりますか？

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

「やられたらやりかえす！」「百倍返しだ！」そんなセリフがとびかうテレビ・ドラマが人気を呼んだことがあります。

こうした「報復感情」は、人類最古といわれるメソポタミア文明（約4千年前）の頃からハンムラビ法典に「目には目を、歯には歯を」と書かれているぐらいだから、当然のことだと思われるかもしれませんが。

しかし、ハンムラビ法典は、対等な身分の間では報復するにも限度があることを示したもので、「倍返し」を認める趣旨ではないそうです。そこが「法典」たるゆえんでしょう。

☆☆☆

ハンムラビ法典では、加害者・被害者の身分等によって罪と罰の重さが異なっています。「法」を定める権力や、当時の社会の価値観を反映しているわけです。

だから「神や宮廷のものを盗んだ者は殺される」といった条文があつたりもします。今でいえば、「賽銭泥棒は死刑に処す」といったところでしょうか。

日本でも「不敬罪」が戦後に削除されるまで続いていたのですから、4千年前の価値観を笑えません。

☆☆☆

被害者の「報復」したいという気持ちは理解できるとしても、実際に「罪の重さ」と「罰の重さ」をつり合わせるのは難しいことです。「目には目を」といっても、19人の命が奪われたからといって加害者を19回死刑にすることはできません。

日本国憲法は36条で「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。」としています。それは権力に「自制」を求めるとともに、「報復」にも限度がある、ということを諭しているのではないのでしょうか。

自民党の改憲草案では、この「絶対に」という部分が省かれています。どんな意図があつてのことでしょうか……